

中央会の主な事業等活動予定（11月）

令和4年10月12日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
11/2	水	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県自転車軽自動車商協同組合	商業連携支援部
11/8	火	<u>組合等新分野開拓支援事業</u> 対象：野田工業団地協同組合	工業連携支援部
		<u>組合後継者等育成事業</u> <u>組合運営実務（組合士養成）講習会⑤（会計）</u>	経営支援部
11/9	水	<u>組合等新分野開拓支援事業</u> 対象：千葉県自動車整備商工組合	工業連携支援部
11/11	金	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県コンクリート製品協同組合	
11/17	木	<u>組合後継者等育成事業</u> <u>組合運営実務（組合士養成）講習会⑥（制度・運営）</u>	経営支援部
		<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：柏市工業団地協同組合	工業連携支援部
11/18	金	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県鍍金工業組合	経営支援部
11/20	日	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県医薬品小売商業組合	
11/21	月	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：協同組合千葉電設協会	工業連携支援部
11/24	木	<u>新連携・経営革新促進事業（中小企業連携促進県大会）</u> 対象：千葉県異業種交流融合化協議会、製造業関係会員組合等	
11/25	金	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県消防設備協同組合	経営支援部
11/30	水	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：企業組合房州の家	
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
11/9	水	<u>ふさの国 商い未来塾（第8回）</u> 対象：商店街若手リーダー等	商業連携支援部
11/24・25	木・金	<u>ふさの国 商い未来塾（第9回）</u> 対象：商店街若手リーダー等	
■ その他			
11/10	木	<u>第74回中小企業団体全国大会</u> 場所：出島メッセ長崎（長崎県長崎市）	経営支援部 工業連携支援部

経営のヒント
電子帳簿等保存制度を
考える 《第二回》

前稿（本誌8月号）に続き、今回は『電子取引データ保存』制度について考えます。

（1）『電子取引データ』とは？
そもそも「電子取引データ」とは一体どんなものを言うのでしょうか？ それは次のように解説されています。

保存すべき電子取引データとは、紙でやり取りしていた場合に保存が必要であった情報が含まれる電子データであり、請求書・領収書・契約書・見積書が具体的に例示されています。

（2）電子取引データ『保存』はいつから？

では電子取引データはたとえ今日電子メールに添付して送られてきた請求書は決められた方法での保存がいつから義務付けられるのでしょうか？それは次のスケジュールが定められています。

①令和5年12月31日までに行う電子取引は、その電子データを印刷

して保存し、税務調査等に際して提示し提出できるようにしていただよいものとされています。つまり電子取引データ保存の猶予期間です。

②令和6年1月1日からは、決められた保存要件に従った電子データの保存が必要です。

（もちろん今から適法な電子取引データ保存を実行することは妨げられません）

（3）どのように保存すればよいのか？

①改ざん防止措置をとる

前項でみたように電子データは複写や改ざんが容易であるばかりかその痕跡すら残らないという、信憑性信頼性の面からはとても脆弱な本質を持っています。この本質を見過ごしては納税の正義はたちまち破綻し、経済取引の仕組み自体が崩壊しかねません。電子取引データの信頼性保持のために改ざん防止措置が欠かせないゆえんです。

では具体的な防止措置としては

○タイムスタンプの利用
タイムスタンプが付与されたデータを受け取ること、また保存

するデータにタイムスタンプを付与すること。

○履歴が残るシステムでのデータの授受や保存を行う。

訂正削除の履歴が残るシステム

を利用して不当な訂正削除を未然に防止し、また訂正削除ができないシステムで訂正削除をもとより不可能にする。

○不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し遵守する

前の二項はデジタルシステムとしてデータの信頼性を確保するものですが、この事務処理規程制定と遵守はいわばアナログ的伝統的な手法と言えるでしょう。この規程は国税庁ホームページでそのひな形を見ることができま

②検索できるようにする

○取引等の「日付・金額・相手先」で検索

○「日付・金額」につき範囲を指定して検索

○「日付・金額・相手先」を組み合せて検索

以上の三要件での検索機能が求められます。

なおこの検索要件は、前稿でみた「電子帳簿保存」「スキャナ保存」実施に際しても求められるもので

す。

また「電子取引データ保存」におけるこの検索要件については例外的な方法として

○索引簿による方法

○規則的なファイル名設定の方法が定められ、2年前の売上高が一千万円以下で税務調査の際に一定の対応をすることで検索機能の確保は不要

などの規定もありますので、必要に応じ国税庁ホームページで詳細を確認してみてください。

③ディスプレイ・プリンター・取扱説明書の備え付け

電子取引データ保存をするシステムにはこのような備えをするのが求められます。

前稿（本誌8月号）と本稿でみた電子帳簿保存法がカバーする諸制度は、デジタル化が進化浸透する時代に正当な課税を担保しようとする仕組みに他なりません。従って、税務調査の現場が強く意識されている法制でもあります。

しかしこの電子化対応を単に税務上課された義務ととらえるのではなく、組合は電子化した会計その他の管理システムの正当性信頼

① 電子保存を行うための要件は？

要件概要		帳簿		書類
		優良	その他	
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	—	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、取引金額、取引先により検索できること	○	—	—※3
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○※1	—	—※3
	③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○※1	—	—
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと		—※1	○※2	○※3

- ※1 検索要件①～③について、保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③の要件が不要。
- ※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要。
- ※3 取引年月日その他の日付により検索ができる機能及びその範囲を指定して条件を設定することができる機能を確保している場合には、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくことの要件が不要。

上図：国税庁のパンフレットより転載

性を担保するために、自ら積極的にそのセーフガード（安全装置）を考案する必要があるのではない

でしようか。国税庁が電子帳簿保存法によって問題提起し要求する各措置は必

要最低限度のものと考え、組合の実態に即した取り組みが必要と思われま

(税理士古知潔)

～～ 退職積立を見直しませんか！？ ～～

千葉県中小企業団体中央会 特定退職金制度のご案内

★特定退職金共済制度（特退共）とは？

中央会では、中小企業の人材の確保と定着を目的に、従業員の方のための退職金準備制度として特定退職金共済制度（特退共）を実施しています。（引受生命保険会社：大樹生命保険株式会社）

★特退共の主な特徴

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 本制度は事業主が従業員のために月々掛金を納め、退職金の準備をする制度です。 ② 掛金は損金（又は必要経費）に算入でき、従業員の給与の上乗せにもなりません。 ③ 月額掛金は、1人につき1口1,000円から30口30,000円まで実情に合わせてお選びいただけます。 | <ul style="list-style-type: none"> ④ 県内に事業所を有する事業主（法人又は個人）の方であれば、事業所の規模に関係なく、加入（契約）できます。 ⑤ 中小企業退職金共済制度（中退共）との重複加入も可能です。 ⑥ 掛金納入期間が1年未満であっても退職一時金が支払われます。 ⑦ 退職一時金は直接従業員の方へお支払いいたします。 |
|--|--|

◎特退共に関するお問い合わせは、本会経営支援部までお願いします ☎ 043-306-3282

テーマ 地域の魅力発信開拓

「能登ふぐ」ブランド化による消費量増加と地域活性化

能登ふぐ事業協同組合

料理レシピの開発、関連イベントの実施など「数」の多さを重視した取り組みを徹底して行うことで多数のメディア露出を演出、日本有数の水揚げ高を誇る天然ふぐによる地域おこしを実現した。

背景・目的

平成23年、国連食糧農業機関において、「能登の里山里海」が新潟県佐渡市の「トキと共生する佐渡の里山」とともに世界農業遺産に認定された。これを機に漁業等関係者の間で「農業」だけでなく日本海に突き出た能登半島の多様な「漁業」資源をもとにした地域活性化を取り組もうという機運が高まった。その中で、漁獲高が日本有数である「ふぐ」に着目し、「能登ふぐ」をブランドとして育成する活動に取り組んだ。

取組みの手法と内容

ふぐは主に関西圏で好まれる高級食材である。七尾港にて仲卸・食品加工会社代表を務める現理事長が中心となって組合を設立し、漁業者には魚価が上がるメリット、飲食・宿泊関連事業者には集客を図れるメリット、下関等遠方に出荷していた仲卸業者には地元で一定量消費されることによる競争力向上のメリットを提供するという認識を共有、能登で水揚げされる天然ふぐのブランド化に取り組んだ。

参加したのは、漁業、仲卸・食品加工、飲食、宿泊、旅行などに携わる事業者。まず知多半島の日間賀島や下関市などふぐ料理で有名な先進地を研究しこれをベースに事業に取り組んだ。具体的には事業者（調理人）を対象とした講習会を経て、会員事業者によるふぐを用いた料理や加工食品の開発提供を行った。レピシがある程度出揃った段階で、地域を対象に試食会、稚魚の放流会、料理教室、学

校給食への提供などを多数実施した。これらの取組についてはライターの紹介するという、徹底的なメディア戦略を採用した。この結果、多数のメディアに取り上げられ、地元での能登ふぐの知名度浸透はある程度実現できた。これまでの活動は料理レシピや加工食品の数、イベントの数が勝負の取り組みであり、いわば「面」を取る活動であった。次の取り組みとしては「深さ」に着目し、漁獲量日本有数のこの地域がふぐに関するあらゆる情報や体験を得られる、域外の方にも魅力ある街となるような活動を行うつもりである。

成果とその要因

現在組合HPで紹介されている料理レシピは軽く150種を超える。月1回の試食会も継続しており、ふぐをターゲットとする域外からの訪問も徐々に増えている。この結果、一度申請して「知名度が低い」としてかなわなかった地域団体商標を平成28年に取得することができた。露出を高めるメディア戦略が、功奏した形となった。



組合活動が石川県のエコデザイン大賞を受賞



SNS インフルエンサーや地域の方を交えた放流会

能登ふぐ事業協同組合

住所：〒926-0802
石川県七尾市三島町70-1
設立：平成25年8月
出資金：1,240千円
URL：http://www.notofugu.com
業種：異業種（漁業、食料品製造業、飲食店等）
組合員：39人

組合Q&A

役員のリコールの続きについて

「Q」現役員は組合活動に情熱がなく、運営についても不公平、不明朗な点が多いことから、まだ現役員任期を1年余り残しているものの、この際役員改選の請求を起したいので、その手続きとその後の流れについて教えてください。

「A」改選の理由を記載した書面に総組合員数の5分の1以上を連署したものを理事に提出します。その後、理事長は理事会に諮ったうえ、請求のあった日から20日以内に総会が開催されます。

組合員の権利として、中協法第42条では、役員改選請求と手続きについて規定しています。

まず、役員改選の請求をする者は、改選の理由を記載した書面を総組合員の5分の1以上を連署したものを理事に提出します。この請求は、通常理事全員または監事全員について同時にしなければなりません。約・規程の違反を理由として改選を請求するときは、理事、監事それぞれ全員でなくても、その一部の者だけに対して求めることができます。

この役員改選の請求があったときは、理事長は理事会に諮ったうえ、請求のあった日から20日以内に総会を開催する必要があります。

この手続きがなされなかった場合には、その請求をした者が行政庁の承認を得て自ら総会を招集することができる旨を認めています。（中協法第48条）。この総会の場で役員改選の是非が問われることとなるが、これは通常の議決と同様に出席者の過半数の同意があれば、役員は解任されることになります。

理事は改選請求に係る役員に対し、総会の日から7日前までに既出の改選の理由を記載した書面を送り、総会において弁明する機会を与えなければいけません。これを怠ると罰則の規定が適用されることに留意してください。

なお、役員改選の請求が否決されたときは、当該役員は引き続きその職務を従来どおり行えます。また、可決されたときにはその決議に不服がある場合、その旨を行政庁に申し出る別の途が開かれています。（中協法第104条）

◎組合質疑応答集より転載

組合士問題にチャレンジ

次に掲げた各文章について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けてください。

1. 理事会で議案の採決を行ったところ、可否同数であったことから理事長が最終決定を行った。
2. A理事が代表を務める会社の取締役総務部長がA理事の委任状を持参して理事会会場を訪れたが、理事には代理出席が認められないので出席を認めなかった。
3. 理事は組合運営に対して連帯責任があることから、総会議事録には欠席した理事の氏名も含めて記載した。
4. 組合員の全員の同意が得られたので、総会招集手続きを省略して総会を開催した。
5. 組合の加入申出者に対して共同施設の稼働能力を理由に加入を拒否した。
6. 総会において緊急事案として組合員の除名の提案が行われたが、議長は議決しないこととした。
7. 脱退した組合員への払戻しに際して、組合員の未収賦課金を控除して払戻を行った。

8. 共同生産工場が老朽化したことから閉鎖し、外部企業に生産を委託することとした。

9. 卸売業者を組合員とする協同組合で共同仕入事業を実施していたが、さらに共同のメリットを拡大するために共同仕入れた物品を対象に共同販売事業を開始した。

10. 組合員から会計帳簿の閲覧を求められたが、組合運営上、支障が生じるおそれがあったことから拒否した。

解答… 1. ×、2. ○、3. ×
4. ○、5. ○、6. ○、7. ○、
8. ○、9. ×、10. ×

◎平成30年度中小企業組合検定試験（組合運営）第3問より転載



情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和4年9月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は3から11に増加。「減少した」業種は10から1に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は10のまま変化なし。「減少した」業種は7から8に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は3から6に増加。「悪化した」業種は13から11に減少。

前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は8から7に減少。「減少した」業種は7から5に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は9から12に増加。「減少した」業種は14から9に減少。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は6から7に増加。「悪化した」業種は15から12に減少。

製造業

【しょう油・食用アミノ酸製造(県内全域)】

あらゆる業種で価格転嫁競争で見通しがつかない。また、10月からの政府の外売売渡価格は4月に改定された価格が据置。政府のインフレ対策により、5年3月まで据置。

【パン・菓子製造(県内全域)】

9月は敬老の日、秋分の日とシールバウイクで、お赤飯の注文等が殺到したところと台風情報の影響で、売上げが伸びなかったところとまちまちであった。

【酒類製造(県内全域)】

8月分の報告として、前月比横ばい、前年比は+45%増となっているも、昨年はコロナ患者が増加している月であり、参考にはならない。(令和元年と比較して、△13%)

【牛乳小売(県内全域)】

一般の値上げ傾向の世情を反映して、乳業者も10月～11月にかけて値上げが実施される。既に、光熱費、ガソリン代だけでも20～30%のコスト増で収益は悪化している。また、各乳業メーカーは10月～11月にかけて価格改定を実施。ほとんどの販売店において、

それに向けて対応準備に入った。更に、年末の謝恩キャンペーンに向け準備を進めている。昨年同様の予算と企画内容となる見込み。

【印刷(県内全域)】

コロナ禍ではあるが、県内の印刷の仕事は少し良くなってきているようである。また、県内全体の動きは十分把握出来ていないが、コロナの影響は少なく、比較的回復が早いような気がする。

【電気めっき(県内全域)】

自動車関連は回復には至っていない。電子部品輸出関連も低調気味。製造設備品関連は比較的堅調。

【鉄工(千葉)】

受注は総じて良好な状態が続いているが、仕入価額と光熱費の上昇により、収益状況は悪化している。

【機械部品製造(野田)】

来月(10月)より様々な商材が値上げになる中、当月の売上が伸びるかと思ったが、ほぼ前月並みの売上となった。対前年比はマイナス。

【機械部品製造(流山)】

原材料、資材、電気料金等製造に関するコストが増え、経営状況は悪くなっている。電気料金につ

いては、対前年比で約35%も増えている。

■機械部品製造

【栢】

半導体及び電子部品の入手困難が解消されず、受注減に繋がっている。

■金属製品

【船橋】

資材の高騰など懸念される部分も多いが、生産台数は増してきている。

■採石

【県内全域】

大きな仕事はしばらくなく、今月は前月を上回ったが、前年同月比は下回り、前年比49%となった。今後の新海面処分場工事や新本牧ふ頭建設工事に期待する状況である。

■非製造業

□総合卸売

【千葉県、東京都】

新型コロナウイルス影響が落ち着いてきたなかで、ロシアのウクライナ侵攻問題が発生した影響で、仕入価格や、物流費が上昇しており、改めて急激に景況感が悪化している。また、原油価格の上昇による仕入価格の上昇を販売価格に完全に転嫁できない状況となっており、取引条件が合わない取引先とは取引解消となる場合も出てきている。足元では仕入先から再値上

げの要請があるが、販売価格への転嫁は困難で対応に非常に苦慮している。

□医薬品卸売

【県内全域】

売上面では、受診抑制もなく推移している。配送面では、コロナワクチン配送を継続している中で、経費面では、ガンリン価格の高騰が続いており、対策に苦慮している。営業面では、10月から季節性インフルエンザの接種時期となり、情報提供活動が活発化している。

□青果卸売

【千葉】

9月は全般的に青果物の市況は安定してきた。中旬以降、祝祭日等が多かったが、週末ごとに台風の影響があり、相変わらず、売上が厳しい状況である。コロナ感染の状況が落ち着いてきたが、元の状態に戻るのには厳しいと思われる。

□食肉卸売

【成田市他】

千葉県内のと場が生体集めに苦戦する中、当センターは養豚農家様と良好な関係を築き、安定した仕入を行うことができています。

□電気機器小売

【県内全域】

景況は決して良くないが、買い替え商品が伸びているが、新製品が発売されても目新しいものがないため、苦戦している。

そのため、苦戦している。

□青果小売

【千葉】

行動制限のない夏休み期間であつたが、行楽に資金が動いたのかあまり食べ物への消費にはつながらなかつたようだ。相場も下がりがみで売上は昨年を大きく下回った。

□中古車仕入・販売

【県内全域】

新車登録の回復が見られず、市況は前月に引き続き厳しい。新車販売台数も落ち込みが見られ、年度末に向けて良い状況が見られない。

□小売

【東金】

消費行動若干の回復傾向。昨対では、若干良いが、コロナ前との比較では下回っている。商品価格が上昇傾向、仕入れが上りつつある。商品価格上昇等があり顧客の買物商品数が若干減ってきている。コロナ対応で、イベントができず小規模セールでの展開で続けている。9月の秋物セールを開催したが、まだまだ回復はしていない。

□商店街

【千葉市】

売上額は、対前月比106%、対前年同月比では120.9%と好転している。販売額は、5%の10%の上昇が見込まれています

が、実際は店舗によって異なる。

□一般廃棄物処理業

【千葉】

前年同月と比べると、良い結果となったが、前月比と比べると、景況は悪化の結果となった。コロナ禍になってから、それ以前のようには予測を立てることが難しくなったように思える。8月は閑散期ということもなくなり、毎月がどんな状況になるのかわからないのが現状である。

□ソフトウェア

【県内全域】

円安による輸入資材高騰による利益幅の減少が発生。また、離職、転職による人材不足が顕在化し、即戦力となる人材確保が課題となっている。

□建設

【県内全域】

組合員による9月中の県内建設関連の公共工事の落札結果は、435件、20,562百万円となり、前年同月比では+2,928百万円の増加となった。

□輸出入

【県内全域】

9月に入り、人の流れが大分落ち着いてきた。外国人入国者の緩和の影響も少しづつだが、現れてきたようだが夏の繁忙期を過ぎた今現在も、日本人の旅行者の方が依然、圧倒的に多いと感じる。

令和5年度 中小企業・小規模事業者・地域経済関係 概算要求等ポイント

基本的な課題認識と対応の方向性

- 新型コロナの長期化、急速な円安の進行、原材料・エネルギー価格等の高騰により厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者等に対する資金繰り支援や価格転嫁対策等に万全を期す。
- その上で、激変する産業構造の中で「成長と分配の好循環」を実現するために必要不可欠な「成長志向の中小企業・小規模事業者」の創出に向け、挑戦・自己変革を後押しするための予算・税等の政策措置を総動員する。また、自治体と連携した、地域経済を牽引し、地域課題を解決する企業の取組を加速化する。

※また、長期化するコロナ禍・物価高騰等の環境下にある中小企業等に必要な支援について事項要求。

中小企業対策費	令和4年度	令和5年度（要求）
	1,095億円*	1,343億円*

※デジタル庁に一括計上することとなった情報システム予算のうち中小企業政策に関連するものを含めると、令和4年度は約1,118億円、令和5年度概算要求額は約1,364億円となる。

【1】コロナ長期化・原材料価格高騰等の危機への対応

- 資金繰り支援等を通じて、足元の業況が厳しい中小企業・小規模事業者等の事業継続を強力に支援する。また、「転嫁円滑化施策パッケージ」の着実な実施により価格転嫁・取引適正化を実現し、持続的な賃上げの原資となる収益を確保する。

＜資金繰り支援＞

当初 日本政策金融公庫補給金【151.1億円（145.5億円）】

日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げるため、利子補給を実施。

当初 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業【67.7億円（49.8億円）】

信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施。スタートアップ創出のため経営者保証なしのメニューを新設。

＜価格転嫁対策＞

その他 「価格交渉促進月間」（9月・3月）の実施や、下請振興法に基づく「指導・助言」、下請Gメンによるヒアリング、「パートナーシップ構築宣言」の参加企業数の増加・実効性の向上

当初 中小企業取引対策事業【27.9億円（21.3億円）】

価格交渉促進月間や、下請Gメン等による取引実態の把握、下請法の厳正な執行、下請かけこみ寺での相談対応等を実施。

【2】創業・事業承継を通じた挑戦・自己変革の推進

- 創業・事業承継・引継ぎ（M&A）という転換点を契機に新たな取組に挑戦する自己変革への意欲が高い企業への支援を強化する。
- このため、①創業時の借入時における経営者保証を不要とする保証制度創設、②中小企業・小規模事業者の後継者同士のネットワークの創出、③事業承継に係る手厚いサポート体制の構築等を行うことにより、創業・事業承継を円滑に実施するための環境を整備する。

当初 後継者支援ネットワーク事業【4.0億円（新規）】

後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、家業を活かした新規事業アイデアを競うイベントを開催。

当初 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【225.0億円（157.7億円）】

中小企業活性化協議会による事業再生支援、事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施。

当初 事業承継・引継ぎ支援事業【20.0億円（16.3億円）】

事業承継・引継ぎ（M&A）後の経営革新やM&A時の専門家活用、事業承継・M&Aに伴う廃業に係る費用等を支援。

中小企業信用補完制度関連補助・出資事業（再掲）

【3】成長分野等への挑戦に向けた投資の促進

- 内外の環境激変によって既存のサプライチェーンが流動化する中、生産性向上・再構築等に向けた設備投資を積極的に行う中小企業・小規模事業者等を後押しするとともに、海外展開等の新たな市場獲得についても支援する。

<デジタル化・生産性向上>

補正等

中小企業生産性革命推進事業【2,000.6億円（令和3年度補正）】

設備投資、IT導入、販路開拓等への補助を通じ、中小企業・小規模事業者の生産性向上等に向けた取組を支援。

当初

地域未来DX投資促進事業【34.9億円（15.9億円）】

地域企業のDX実現に向け、産学官金が参画する支援コミュニティの支援活動や新事業の創出に向けた実証事業等を支援。

<海外展開・新分野開拓・事業再構築>

当初

ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業【10.6億円（10.2億円）】

複数の中小企業等が連携して行う、新たな付加価値創造を図る製品・サービス開発や事業再構築等の取組を支援。

補正等

事業再構築補助金【7,123.0億円（令和3年度補正＋令和4年度予備費）】

新型コロナの影響を大きく受けながらも新分野展開、業態転換等の事業再構築に挑戦する中小企業等を支援。

当初

グリーントランスフォーメーション対応支援事業（中小機構交付金の内数）

中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等によりカーボンニュートラルに向けた取組を支援。

当初

JAPANブランド育成支援等事業【8.6億円（5.5億円）】

海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による新商品・サービス開発やブランディング、展示会出展等を支援。

<設備投資>

税

中小企業経営強化税制の見直し・延長

経営力向上計画に基づく設備投資に対する即時償却又は税額控除措置の見直し・延長。

税

中小企業投資促進税制の延長

生産性向上に向けた一定の機械装置等の取得等に対する特別償却又は税額控除措置の延長。

税

地域未来投資促進税制の延長・拡充

地域経済を牽引する企業の設備投資に対する税制措置（特別償却20～50%又は税額控除2～5%）を延長・拡充。

<研究開発>

当初

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）【132.9億円（104.9億円）】

大学等と連携して行う研究開発やAI/IoT等の先端技術を用いた革新的なサービスモデル開発等を支援。

税

中小企業技術基盤強化税制の見直し

中小企業が実施する研究開発に要する費用に対する税額控除制度の見直し。

【4】地域課題解決に向けた取組への支援の拡充等

- 地域活性化に向けて、地方自治体等と連携し、地域課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者等を支援する。

当初

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【12.9億円（10.9億円）】

地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者による販路開拓・生産性向上に向けた取組を支援。

当初

地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【8.8億円（4.6億円）】

地方公共団体と連携し、中小事業者等によるテナントミックスの実現に向けた施設整備やまちづくり人材の育成等を支援。

当初

地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【8.4億円（6.5億円）】

地域内外の関係主体と連携し、地域課題解決と収益性との両立を目指す取組や、地域一体で人材育成を行う取組等を支援。

当初

工業用水道事業費補助金【34.8億円（20.3億円）】

地域の産業インフラとして重要な工業用水について、事業者が実施する工業用水道施設の強靱化を支援

【5】伴走支援・人材確保支援等

- 経営力再構築伴走型支援モデル等を活用し、中小企業・小規模事業者に対する強力な経営支援を行うとともに、企業における人材育成やマッチングをサポートする。

<人材育成・マッチング>

当初

中小企業・小規模事業者人材対策事業【8.9億円（8.4億円）】

経営課題解決に資する人材確保のため、企業の戦略策定やコンソーシアムによる人材確保支援体制の整備を支援。

<伴走支援等>

当初

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【54.0億円（40.0億円）】

各都道府県による支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

当初

小規模事業者対策推進等事業【54.8億円（53.3億円）】

中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援。

事業者・一人親方の皆さまへ

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等**
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人**

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

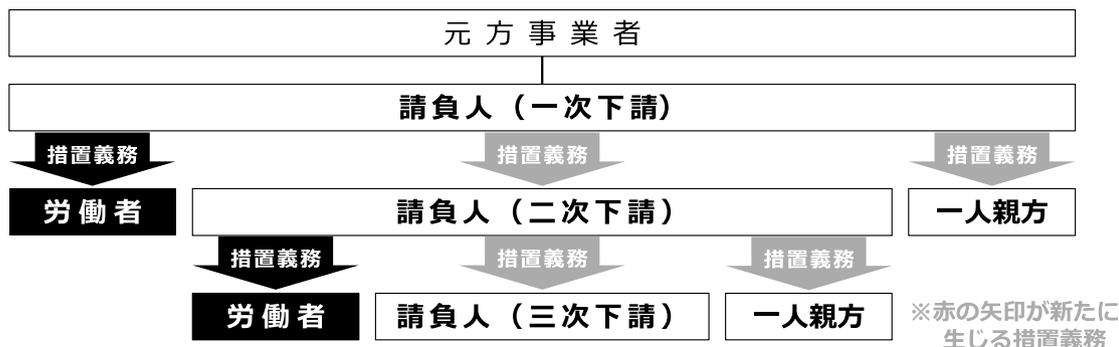
同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

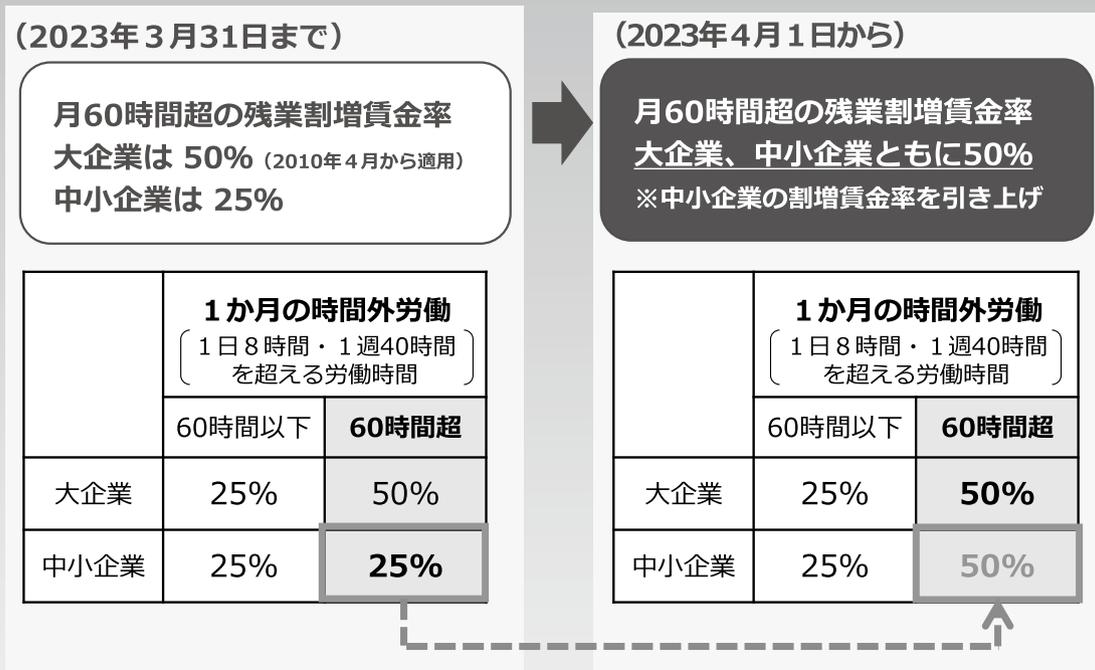
中小企業の事業主の皆さまへ

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります



➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%**となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

（※）法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。



（就業規則の記載例）

（割増賃金）

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

（1）1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働60時間以下・・・25%
- ② 時間外労働60時間超・・・50%

（以下、略）

令和4年度組合運営実務 (組合士) 養成講習会 開催

本会は、10月4日、13日、18日、27日の4日間千葉市内において、令和4年度組合運営実務(組合士)養成講習会を開催した。

本講習会は、全6回のカリキュラムで行われ、中小企業組合関係者を対象に組合の運営、会計等の基礎的・実務的知識の習得を目的と組合実務の専門家である「中小企業組合士」の養成講座も兼ねております。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を行いながら開催し、第1回(10月4日)は、オンラインセッションの後、①中小企業組合制度(概論)、②組合士受験のための会計基礎、第2回(10月13日)、①組合事務管理の基礎、②中小企業論・中小企業組合論・組合制度(制度史)、第3回(10月18日)は、①中小企業関係法律と諸施策、②組合士受験のための会計決算、第4回(10月27日)は、①中小企業等協同組合法及び組法定款の解説、②労務管理・労働法通論の講習を実施した。

令和4年度「第1回官公需 普及促進懇談会」開催

本会は、10月18日(火)、千葉市内において「令和4年度 第1回官公需普及促進懇談会」を開催した。

本懇談会は、中小企業等が直面している官公需受注に係る問題点等を検討し、官公需の受注機会の増大を図るために開催している。本懇談会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場とオンラインによるハイブリッド方式を採用した。

始めに、「官公需適格組合を活かした自治体への提案営業とアプローチ方法」と題し、株式会社ジータイワークス ビジネス開発室 種子田 宗希氏より講演が行われた。講演終了後、「官公需に関する組合活動・自治体の取組み」と題し、懇談が行われた。

参加者にとっては、自治体への提案営業とアプローチ方法を理解し、今後の官公需受注を実施していく上での参考となった。



千葉労働局よりのお知らせ

11月～12月は「労働保険未手続事業一掃強化月間」です。

労働保険は、労災保険と雇用保険の総称です。農林水産の事業の使用労働者5人未満の個人事業を除き、労働者を1人でも使用する事業主は、労働保険徴収法により労働保険の加入手続きを行う必要があります。

★労災保険は、労働者が業務災害や通勤災害を被ったときに、療養補償や休業補償など必要な保険給付を行う制度です。

★雇用保険は、労働者が失業した場合に失業等給付を行うほか、事業主の方には失業予防及び雇用の改善等の措置に対して各種助成金を支給する制度です。

いずれも事業主に加入が義務付けられています。未手続事業の事業主は至急、加入手続きをしてください。

詳細については、千葉労働局労働保険徴収課(TEL:043-221-4317)又は、最寄りの労働基準監督署、ハローワーク(公共職業安定所)にお尋ねください。

【お詫びと訂正】

本誌10月号10頁、中央会だより「令和4年度 第2回正副会長会議 開催」の記事中、3段目・11列目、「来年1月20日に開催を予定している。」とあるのは、「来年1月27日に開催を予定している。」の誤りでした。関係者の皆様にお詫びをして訂正いたします。

